

令和3年第6回 飯塚市議会会議録第6号

令和3年12月17日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第18日 12月17日（金曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 94号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）
- (2) 議案第110号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 96号 令和3年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第103号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 議案第109号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（文化施設関係）
- (4) 議案第111号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第113号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）
- (7) 議案第122号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 95号 令和3年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第 97号 令和3年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第102号 令和3年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第112号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- (5) 議案第114号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (6) 議案第120号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第 98号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）
- (2) 議案第 99号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- (3) 議案第100号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
- (4) 議案第101号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）
- (5) 議案第104号 令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）
- (6) 議案第105号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- (7) 議案第106号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）
- (8) 議案第107号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）
- (9) 議案第108号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（事業者選定関係）
- (10) 議案第115号 飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例
- (11) 議案第116号 契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（機械設備）工事）
- (12) 議案第118号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）

- (13) 議案第119号 市道路線の認定
- (14) 請願第 5号 大日寺字浪徳における土砂埋立に関する請願
- 第2 議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）
 - 1 請願第 4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願
- 第3 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
 - 1 議案第121号 副市長の選任につき議会の同意を求めること
- 第4 報告事項の説明、質疑
 - 1 報告第21号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
 - 2 報告第22号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））
 - 3 報告第23号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））
 - 4 報告第24号 令和2年度児童虐待に関する状況の報告
- 第5 署名議員の指名
- 第6 閉会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第94号」から「議案第120号」までの27件、「議案第122号」及び「請願第5号」、以上29件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。6番 兼本芳雄議員。

○6番（兼本芳雄）

総務委員会に付託を受けました議案2件について審査した結果を報告いたします。

「議案第94号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」については、執行部から、補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました消防費、飯塚地区消防組合費について、過去の計算誤りにより生じた負担金の支払いに対し法的根拠が成り立つのかということについては、地方自治法第287条の規定により設けられた飯塚地区消防組規約第11条第2項のただし書きにおいて、関係市町の負担金は、特に必要がある場合は、関係市町の長が協議して別に定めるとあり、過去の負担金を遡及して支払うものではなく、その相当額を新たに負担していくものであるという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、消防費、飯塚地区消防組合費について、今回の負担金の計算誤りの原因と対策はどのように考えているのかということについては、飯塚地区消防組合における普通交付税制度の知識不足や関係市町との協議不足が原因であり、今後は飯塚地区消防組合や関係市町と連絡などを密にし、このような事態が発生しないよう対応していきたいという答弁であります。

次に、住宅建設費、相田公営住宅建替事業費について、過去の公共工事で地盤調査不足により追加工事が発生している場合があるが、相田公営住宅建て替えに際し、どのように地盤調査を実施していくのかということについては、相田地区は坑道が多く存在していることを聞き及んでい

るため、経済産業局から入手予定の坑道図と建設予定の住宅部分の配置を照合し、確実に地盤調査を実施していく。また周辺で県営事業の住宅団地が建設された折に、一部坑道が確認されたということから、その対処方法を参考にし、事業を進めていくという答弁であります。

次に、男女共同参画推進費、つながりサポートカフェ事業費について、市内6か所程度の交流センター等で事業を実施するとのことだが、どのような支援を考えているのかということについては、課題や困難を抱える女性の支援に対して知見を有するNPO団体等に委託し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受けた女性が気軽に相談できる居場所の提供、専門家による相談会の開催及び生理用品の配布などの支援を考えているという答弁であります。

次に、児童福祉総務費、支援対象児童等見守り強化事業費補助金交付事業費について、主任児童委員はどのような立場にあるのかということについては、児童委員のうちから、厚生労働大臣の指名を受けた非常勤の地方公務員で、子どもや子育てに関する支援等を専門に担当しており、それぞれの市町村にあって、担当地域を持たず、各地域の民生委員及び児童委員と連携しながら子育ての支援に取り組んでいるという答弁であります。

次に、要保護児童連絡協議会の支援対象児童を事業の対象者としているが、それ以外の支援が必要な児童等に対象を広げることは考えていないのかということについては、要保護児童連絡協議会の要保護児童、要支援児童、特定妊婦の家庭を対象としているだけでなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や、妊娠や子育てに不安を持つ家庭等の子どもや妊産婦も今回事業の対象者に含まれている。今回の支援対象者以外については、本事業とは別に見守り強化が図れるよう調査研究をしていきたいと考えているという答弁であります。

次に、具体的な訪問対象件数や1件当たりの費用をどの程度見込んでいるのかということについては、訪問対象件数は105件を見込んでおり、月1回の訪問予定で1件当たりの費用は、飲食物と移動費や通信費を含めて3千円程度を見込んでいるという答弁であります。

また、審査の過程において、今回の支援対象児童等見守り強化事業費補助金のほかにも多様な国庫負担の補助制度があることから、要保護児童連絡協議会に情報提供を行いながら、支援の必要な児童に、これらの補助制度を活用してほしいという意見が出されました。

次に、青少年対策費、児童センター・児童クラブ情報ネットワーク整備事業費について、児童センターや児童クラブは学校に併設している場合が多いが、学校のWi-Fiを利用して事業費の軽減を行う方法を検討しなかったのかということについては、学校のネット環境を児童センター等で利用する場合には、アクセスポイントの追加やネットワーク環境の整備が必要であるが、既に児童クラブ支援員の連絡用として、LAN配線が整備されており、比較検討を行った結果、児童クラブ支援員の連絡用を利用することで、より安価に整備できるという答弁であります。

次に、地域振興費、エリアワゴン運行事業費について、バス停の新設により、渋滞などの支障を来す箇所の把握はできているのかということについては、現在、現地調査や関係者に聞き取りをしながら道路環境や車両通行の安全性等の把握を行っているところであり、警察との協議等を行いながら安全な運行ができるよう対応していくという答弁であります。

次に、扶助費、生活保護扶助費について、コロナ禍で生活保護受給者が増加すると想定していたが、今回は減額補正となっており、要因をどのように考えているのかということについては、新たな生活保護受給者は微減傾向が続いており、また、高齢の受給者の死亡による減少や就労指導等による収入の増加に伴う生活保護廃止が要因であると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第110号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち「議案第94号」に反対の立場から討論を行います。

一般会計補正予算案（第7号）についてであります。財政調整基金と減債基金を合わせたものの各年度末残高は、平成27年度末、約147億7千万円、平成28年度末、約153億3千万円、平成29年度末、約149億3千万円、平成30年度末、約153億5千万円、令和元年度末、約154億2千万円、令和2年度末、約152億8千万円。今回補正によっても、令和3年度末見込みは、157億6千万円であります。過去最高を更新し続けています。市民生活をしっかり支え、住民負担を軽減するために必要な財政出動をコロナ禍の下でも抑制し続ける片峯市長の市政運営の姿を示すものであります。新型コロナウイルス対策は、デルタ株に加えてオミクロン株による感染拡大が指摘されています。それを防止するにふさわしい検査体制、医療体制のためのしっかりした備えが見られません。

嘉穂劇場保存整備事業費の増額補正63万5千円は、その活用方針を協議するための附属機関を設置するための報酬、費用弁償、食糧費、バス借上料です。「議案第109号」の条例改正により設置する飯塚市文化施設活用検討委員会の関連予算です。委員は15人で、そのうち市民公募は1人とのことであります。嘉穂劇場を地域文化振興の拠点としてどう生かすか、広範な市民の意見交流と共感の広がりが必要です。今回の委員会設置の構想には、その観点から指摘すべきところがあります。「議案第109号」に関する討論の中で述べていきたいと思えます。

東京オリンピック・パラリンピック関連事業費の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による事業中止によるものとの説明です。早期に中止を決断しなかった政府の責任が大きいとはいえ、東京オリンピック・パラリンピックに便乗するかのようになり、時間がないなどと言い張り、特別なルールでいづかスポーツ・リゾートをつくり、庶民のための筑豊ハイツは廃止しました。これにかかった費用は14億7千万円あります。きちんとした反省が必要です。

相田公営住宅建替事業関連予算の減額補正と繰越明許費の廃止は、速やかな事業進行のために必要な地元住民との合意による計画の見直しの決意がまだ見られないままです。現在の事態の責任が、最も悪影響を受ける住民との事前の合意形成を怠った市にあることを改めて明らかにしておきます。自治会に入っていたか、いなかったかは何の関係もありません。

市有土地売却収入1億円を見込んだ鎮西中学校跡地の売却をめぐり、応募者が用途区域の変更はできないのかと尋ねたと言います。都市計画変更の作業過程でもあり、ただごとではありません。以上で私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第94号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第7号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

次に、「議案第110号 飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員会報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。22番 守光博正議員。

○22番 (守光博正)

福祉文教委員会に付託を受けました議案7件について審査した結果を報告いたします。

「議案第96号 令和3年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、総務費、介護認定審査会費において、介護認定審査会委員報酬が減額となっている理由は何かということについては、4月に認定審査会委員の任期更新があり、委嘱状交付式及び委員向けの研修会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止したことにより、委員報酬が減額となったためであるという答弁であります。

次に、介護給付費等準備基金について、約1億6千万円を積み増し、今年度末に4億円を超える見込みとなっているが、その要因は何かということについては、国庫負担金の介護給付費負担金及び国庫補助金の保険者機能強化推進交付金並びに努力支援交付金の金額が確定し、今回の補正予算に計上したことが増額となった主な要因であるという答弁であります。

次に、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金について、各自治体で実施している事業に伴い、点数が算出され交付金額が決定しているが、本市の点数について、どのように自己評価しているのかということについては、算出された点数が国の示すレベルに達していないため、今後も総合事業や認知症対策に取り組み、介護予防に努めたいという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、介護保険料が高額であり、サービス抑制につながりかねない介護事業適正化の方針を打ち出す一方で、介護給付費等準備基金を増やしているため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第103号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第2号)」については、執行部から補正予算書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、学校給食費、一般管理費について、会計年度任用職員報酬が大きく減額となっている理由は何かということについては、当初は会計年度任用職員を26名と見込んでいたが、採用に至らず25名の配置となっている。このことによる1名分の報酬や手当等が減額の大きな要因であるという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第109号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(文化施設関係)」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、設置される附属機関の名称が「飯塚市文化施設活用検討委員会」という名称だが、どのようなことを審議する委員会なのかということについては、嘉徳劇場の活用策を検討する組織として設置するものであり、具体的には、嘉徳劇場の文化的価値を損なわず、地域経済の活性化に寄与する活用方策を検討すること、嘉徳劇場とコスモスコムの役割分担について検討すること、嘉徳劇場の運営の在り方について幅広い意見を求めることの3点について諮問したいと考えているという答弁であります。

次に、検討委員会の委員について、どのような構成を予定しているのかということについては、15名の外部委員を予定しており、観光や劇場関係の事業者や専門家、観光や文化財関係の行政機関職員、市内大学生などの若い世代の方、公募による委員等で構成したいと考えているという答弁であります。

この答弁を受け、男女共同参画の視点から委員の女性の割合を高めたり、公募委員の人数を増やしたりするなど、委員の構成について再検討すべきであるという意見が出されました。

次に、嘉徳劇場が、実際に活用され始めるまでのスケジュールをどのように想定しているのかということについては、議決後、速やかに委員を選定し、委員会を開催したいと考えている。委員会で検討した活用策について集約した後に、教育委員会に答申をいただき、来年度中をめどに、その方針を決定する予定だが、施設や設備等の改修を考えると、早くても、2年から3年を要すると考えているという答弁であります。

この答弁を受け、嘉徳劇場が閉館している間、劇場で興行していた方が離れていきかねないので、現状のまま営業を続けながら、これからの活用策についても検討するという考え方も必要ではないかという意見が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から、執行部の発言に大事業を行っていく覚悟が感じられないこと、附属機関の設置について、構想に偏りが見られることから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第111号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、学校給食特別会計を廃止するメリットはあるのかということについては、今年度、新型コロナウイルス感染症の影響により給食が提供できずに、廃棄処分とした食材があった。このような場合、本来は学校給食費を充てるべきであるが、一般会計であれば、そういった場合でも対応ができ、安定した学校給食運営ができると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第113号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚図書館を第3月曜日に開館するに当たり、どのような検討がなされてきたのかということについては、平成27年度から試行という形で第3月曜日を開館し、利用状況や利用者意見等の把握をしてきた。アンケート結果を踏まえ、利用者の認識も定着が見られたことから条例改正を行うことにしたという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本工事を公募型プロポーザル方式で行うと決めたのは、どのような理由なのかということについては、事前に文化課、建築課、契約課で協議・検討を行い、文化会館を休館しての工事となるため、一番重要な課題である工期を厳守できる方法として、この方法が最も望ましいということで決定したものであるという答弁であります。

次に、本市のプロポーザル方式の実施に関するガイドラインの中では、プロポーザル方式を採用するかどうかについてどこで決定することになっているのかということについては、ガイドラインの中には定めはないが、今回の発注工事については、金額も大きいことから教育部長や副市長などと相談しながら、方法について決定したものであるという答弁であります。

次に、本プロポーザルの実施要領は、どのような視点で作成されたのかということについては、これまで本市で行われたプロポーザル等を参考に、実績・体制、技術提案、意欲、価格の4分類11項目について点数割合を決めて作成した。今回は工期を厳守するために、技術提案のうち施工計画の部分の部分を厚く評価したいと考え、配点したという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、本市のプロポーザルガイドラインに担保要件が要求されている「公平性」、「透明性」、「客観性」について信頼できない答弁があること、また、本工事については、指名競争入札のほうが透明性や品質確保の信頼性もあるのではないかと考える

ことから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第122号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、子育て世帯等臨時特別給付金について、いつ、どのくらいの世帯に支給できるのかということについては、公務員を除く児童手当受給の所得要件を満たす世帯8135世帯、1万5714名の児童に対し、12月27日に支給したいと考えている。また、高校生のみの世帯などについては、今後、申請を受け所得金額を確認した上で支給をすることになるという答弁であります。

次に、クーポンによる支給とされていた5万円について、本市では、どのように支給しようと考えているのかということについては、国から詳細が示されると考えているが、市民から現金給付を望む声が多く寄せられており、市民の利便性を考慮すると現金での一括給付が望ましいと考え、調整中であるという答弁であります。

次に、一括給付を行う場合の財源についてはどのように考えているのかということについては、国の補正予算を待たずに支給する場合でも補助金を交付すると明言されているため、財源は手当てされるものと考えているという答弁であります。

次に、DV被害者等で世帯主と別居している家庭などには給付金をどのように支給するのかということについては、児童手当の支給手続において申請をしている家庭については、居住地で支給できるようになっているが、最近、避難等をされて、手続を行っていない方については、申出により支給をしたいと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

「議案第109号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（文化施設関係）」についてお尋ねいたします。

飯塚市文化施設活用検討委員会を設けるということですが、そしてその中で嘉穂劇場とコスモスコモンの役割分担について検討するということですが、これはあくまでも、2つの施設を残すんだということで質疑があったのでしょうか。説明等があったのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

22番 守光博正議員。

○22番（守光博正）

そのような質疑がっております。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

全体として、コスモスコモンと嘉穂劇場を残すということですね。であるならば、現在コスモスコモンの維持管理費等が数億円になっておりますけれど、2つの文化施設を残すと、活用するという事になれば、将来的な運営についてはどの程度を考えているのかという質疑はあったのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

22番 守光博正議員。

○22番（守光博正）

そのような質疑はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

検討した結果、嘉徳劇場の活用の方法が決まり、そして当然、木造で防火施設の関係とか、駐車場の問題とか、周辺整備の問題が生じてくると思うのですが、それに対する施設や設備等の改修を考えると2、3年かかるという委員長報告でありましたけれども、それにかかる費用は大体どれぐらいが見込まれているのかということは、質疑があったのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

22番 守光博正議員。

○22番（守光博正）

そのような質疑はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

「議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）」について、お尋ねしますが、これは期間は、本契約が成立して、令和5年4月28日までの工期になっておりましたけれども、約1年4か月間、この文化会館が、コスモスコモンが利用できないと思うのですが、この間の文化行事はどうなるのか、質疑があったのかどうか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

22番 守光博正議員。

○22番（守光博正）

そのような質疑はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

27番 道祖 満議員。

○27番（道祖 満）

嘉徳劇場とコスモスコモンの役割分担の結論が出るまで、この大規模改修の工事を一時中断すべきだとかいうような意見、質疑はあったのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

22番 守光博正議員。

○22番（守光博正）

そのような質疑はあっておりません。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。ただいまの福祉文教委員長報告のうち、「議案第111号」について賛成、「議案第96号」、「議案第109号」及び「議案第117号」について、反対の立場から討論を行います。

まず、賛成する議案についてです。学校給食特別会計の廃止は、一般会計からの繰入れが進んできて、特別会計を維持する意義が薄れたという趣旨の説明がありました。一般会計への移行というのに、歳入で学校給食費、歳出で賄い材料費などの予算書上の位置をまだ決め切れていないことが、委員会の質疑で明らかになりました。一般会計への移行は、学校給食費の無償化を求め

る全国の動きの中でのものであり、この観点から意義を捉えるべきだと考えます。

反対する議案についてです。まず、介護保険特別会計補正予算（第1号）は、前年度まで県下で2番目に高い介護保険料をさらに引き上げた反映があります。当初予算の審査の過程で、ほかの自治体よりサービス基盤が厚いために、介護保険料が高くなるとの説明がありました。しかし、個々人の必要なサービスに応じたサービスが提供されているわけで、介護保険料が高いからということで、サービスが特別によくなるということはありません。また、必要な人が必要な介護を受けられなくなることにつながりかねない適正化を理由にしたサービス抑制は、きちんとしたチェックが必要です。介護給付費等準備基金、ため込み金が平成27年度末2億4600万円から今年度末見込みで、4億1700万円まで増えています。国に対して財政支援を求める活動をさらに強めるべきです。

次に、飯塚市文化施設活用検討委員会の設置については、市が予定する構成の在り方では、市民に広く共感を求める上で偏りが心配されるとともに、そのために検討委員会と事務局において、正しい緊張関係が維持されるか、懸念が付きまといまいます。

2つの経験を指摘しておきます。その1つは、飯塚市体育館等施設整備検討委員会についてです。平成28年7月28日、午後6時28分から7時41分まで、第2回会合がありました。会議録を見ると会合が始まってすぐと思われる頃に、建て替え、大規模改修における市の考えはどうかとの問いに、市担当課の事務局が5つの理由を述べた上で、建て替えが望ましいのではないかと考えていると答えています。その後意見が出て、委員会として、建て替えが望ましいと意見集約となっています。さらにこれを聞き取る形で事務局が次のように発言しています。建て替えが望ましいとのご意見を伺ったので、今後ゼロベースで新体育館を考えていく必要があると思っています。どういう体育館を望むのか、規模、機能等を今から協議していくことになる。手順としては、まず資料4、他市の体育館建て替えに関するコンセプト等に示しているようなコンセプトの協議、アリーナや武道館、観客席等が大会やイベントによって変わってくるので、新体育館ではこういった大きな大会、国体や高校総体等を誘致するような体育館にするのか等の規模の問題やトレーニング室や会議室、空調設備などの機能をどうするのか等、今後協議していきたいと考えている。その後、建設場所や財源について説明させてもらい、ご意見等を聞いていきたいと考えている、というわけでありまます。事業費は、時間がないと言って、業者の言い分を鵜のみにした追加工事分7億円を含めて、50億円を大きく超えるまでに膨れ上がったのは、御承知のとおりであります。

2つ目に、上下水道経営審議会であります。昨年10月から水道料適正化、つまり値上げに係る諮問について審査するに当たり、事務局が答申書が出るまで非公開とするよう提起して確認させました。市の情報公開条例第16条に違反する事態でもあります。これはついに水道料35%値上げ、さらに水道施設、浄水施設等の運転管理及び料金収納などの一括民間委託を10年契約に、2倍に伸ばして切り替え、契約金として12年間で約65億5千万円を用意しようという事態にまで発展し、市民の不安を広げています。

最後に、文化会館、コスモスコモンの大規模改修工事の契約締結の議案であります。契約金額19億7780万円。受注者、株式会社安藤・間九州支店、執行役員支店長 五所久和となっています。文化振興のセンターとして改修が必要であり、財政出動は避けられません。今回の業者選考の公募型プロポーザル方式採用の決定は、所管課長、つまり文化課長が7月12日に提案し、7月20日に市長決裁となったとの説明であります。そこに至るまでに、4月と6月の2回、文化課長と契約課長、建築課長ほか協議。この間には、文化課長と契約課長の市役所廊下での協議、さらに文化課長と教育部長の協議、文化課長と教育部長、副市長との協議があったと説明がありました。しかしその内容、それらがあったかどうかを含めて、それを裏付ける資料はないというのが、福祉文教委員会での答弁であります。

プロポーザル方式による提案に対する配点は、文化課長が決めたと言います。工期厳守を重視して、100点のうち20点を配分したそうです。5人の審査委員の中に、配点を含めて実施要領を決めた文化課長、所管の教育部長がそろって入り、しかも採点に加わっているのは、まともと言えるでしょうか。しかもこの5人は全員が市職員です。さらに福祉文教委員会では、配点ごとの得点を尋ねても、初めは一切明らかにしないという態度でした。この不透明なかたくなな姿勢の背景に何があるのかが、問われるところであります。私は、このような公正性、透明性、客観性が問われるべき業者選考を行った上での、本契約の締結について認めることはできません。以上で、私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。13番 小幡俊之委員。

○13番（小幡俊之）

今、川上議員のほうからコスモスコモンに対しての反対討論がありましたけれども、私も「議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）」について、違う意味での反対討論をさせていただきます。

御存じのとおりコスモスコモンは、平成に入りまして旧嘉穂高校跡地をどのように有効活用しようかという、喧々諤々いろいろな有識者も交えて、最終的には文化会館、コスモスコモンができました。当時、建設に当たっては、間組さんとフジタさん、地場業者2者、2業者JVで、あの建物はでき上がっております。三十数年たちましたので、改修工事は私も必要かと、そこには賛成いたしますが。私は総務委員会に所属しておりますけれども、入札制度の問題を今、総務委員会でも扱っておりますけれども、今回この契約は、随意契約になっておりますね。落札が、間組さんが安藤組と合併されて、安藤・間九州支店が落札されておりますけれども、随意契約、先ほど申しましたとおり、あの建物は過去、間組さんが建てておりますので、建物に関しての改修ですから非常に技術的には精通されているというところは、私も賛成いたしますけれども、このもともとの予定価格の20億円強、最終的には19億7780万円で予定価格の約95%で落札されておりますね。いい数字ですよ。表向きね。基本は先ほど川上議員も言われたとおり、この約20億円のベースとなる見積りは、どのようにして査定されたのか、ここが不透明なんですね。どこかの設計事務所に頼まれてこの金額を出したのか。それと執行部がこの20億円が本当に正しいのかどうか。この査定が曖昧のまま、本議会のほうに上程されております。委員会でも審議されましたけれども、そもそも20億円が正しい、正しくない。この判断が不透明のまま、95%ですり合わせといいますか、そういったように随意契約になった。このプロセスが非常に不透明であるということに対して、今回は契約のやり方について、異論があるということで反対とさせていただきます。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第96号 令和3年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第103号 令和3年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案可決されました。

「議案第109号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（文化施設関係）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第111号 飯塚市特別会計設置条例の一部を改正する条例」及び「議案第113号 飯塚市立図書館条例の一部を改正する条例」、以上2件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案2件は、いずれも原案可決されました。

「議案第117号 契約の締結（文化会館大規模改修工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第122号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案可決されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。4番 奥山亮一議員。

○4番（奥山亮一）

協働環境委員会に付託を受けました議案6件について審査した結果を報告いたします。

「議案第95号 令和3年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、「議案第97号 令和3年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第102号 令和3年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第1号）」、以上3件については、執行部から補正予算書に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第112号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、「議案第114号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」及び「議案第120号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」、以上3件については、執行部から議案書等に基づきそれぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第112号」、「議案第114号」について賛成の立場から、「議案第95号」、「議案第97号」について反対の立場から討論を行います。

まず、賛成する議案です。未就学児について均等割を5割軽減し、法定軽減に該当する場合は、軽減にならない分の5割をさらに軽減するものです。これは子どもに関して、均等割を廃止するよう求める声を一部反映したものであります。資格証明書の名による健康保険証の取上げ、やみくもな差押えなど、命を脅かしている国民健康保険のゆがみの是正と併せて、国民健康保険税の引下げに国が責任を果たすよう、さらに強く求めるべきであります。出産一時金は出産に要する費用が年々大きくなっていることを考慮して、大幅に引き上げる必要があります。

次に、反対する議案です。国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、住民の要求を受けて平均2万円を引き下げ、その水準を維持しているとはいえ、前年度繰越金があるなど、受診抑制につながる保険証の取上げ、その背景にある高過ぎる国民保険税が反映しており、認めることはできません。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、そもそも75歳以上の高齢者を囲い込む差別的医療制度であるとともに、高齢者に負担の大きな保険料を押しつけて、短期保険証を送りつけてくるやり方が反映しており、認めることができません。保険料窓口負担の引上げをやめさせ、差別と負担増の制度を廃止し、老人保健制度に戻すべきであります。以上で私の討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第95号 令和3年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第97号 令和3年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第102号 令和3年度 飯塚市污水処理事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第112号 飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、「議案第114号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」及び「議案第120号 財産の無償貸付け（ふれあい広場）」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案4件は、いずれも原案可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

「経済建設委員長の報告」を求めます。17番 福永隆一議員。

○17番（福永隆一）

経済建設委員会に付託を受けました議案13件及び請願1件について審査した結果を報告いたします。

「議案第98号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」、「議案第99号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第100号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」及び「議案第

101号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」以上4件については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第104号 令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、水道施設運転管理及び料金収納等業務委託料の債務負担行為の限度額が、前回の5年業務委託を今回の10年業務委託に換算して比較すると増額となっている理由は何かということについては、今回から新たに業務を追加したことや、水道施設維持管理等業務委託積算要領や見積りに基づき積算した人件費や電算システム等の経費が5年前と比較して上昇したため、増額となっているという答弁であります。

次に、今回の債務負担行為は長期継続契約に当たらないのかということについては、長期継続契約は議会の議決を経ずに、予算に定めることもなく締結できるものであり、今回は予算の債務負担行為として、議会の議決を経た後に契約するため、長期継続契約には当たらないという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、水道施設運転管理及び料金収納等業務委託の委託期間を10年としたのは、どのような理由なのかということについては、今回から新たに追加した業務は技術的なノウハウの蓄積による経験が求められるため、企業局職員からの技術を継承し、マニュアル化を行うことで、安定した質の高いサービスを継続して提供ができること。また、経費の面では、5年間で契約をした場合、次の業務委託に移行する際に発生する約4千万円の初期投資費用を軽減することができるため、委託期間を10年間としたという答弁であります。

次に、水道施設運転管理及び料金収納等業務委託料は人件費や資材費の上昇等の理由から増額となっているとのことだが、水道料金改定に影響はないのかということについては、経営戦略策定時に試算した財政シミュレーションは、物価上昇等を織り込んで委託料を設定しており、水道料金には増額による影響はない。また、5年間で契約を終了した場合に発生する初期投資費用を抑えたことにより、経営安定につながるものと考えているという答弁であります。

次に、国は原則5か年度以内とするとなっている債務負担行為について、地方自治体には期間の定めがないということだが、国が原則5か年度以内としている理由は何かということについては、長期間にわたる債務負担行為は財政需要等の変化に対応できず、財政の硬直化を招くおそれがあることが理由ではないかと考えているという答弁であります。

この答弁を受け、国に準じて、多くの自治体が債務負担行為の期間を5か年度以内としているのに、技術的な面や経費面の理由から、5か年度より長期間とすることは考えられないのではないかと意見が出されました。

次に、水道施設運転管理及び料金収納等業務は技術的な面で経験が求められるということだが、次回の委託で、今回とは別の企業が受託した場合は、どのように考えているのかということについては、委託先が変わった場合は、前回の委託先の技術員をできるだけ次回の委託先に雇用していただきたいと考えているという答弁であります。

次に、10年間という長期間の委託となるが、どのようなリスクマネジメントを行っていくのかということについては、モニタリングを導入し、事業者の運営状況及び運営管理の確認を行いながら、重大な過失などが判明したときには契約解除ができるよう契約書や仕様書を作成していくという答弁であります。

次に、令和3年3月の上下水道事業経営審議会の答申では、水道料金算定期間は、経済情勢等の変化に対応できるよう、5年を目途に定期的な見直しを行うことが妥当であるということだが、今回の委託は、経済情勢や制度、技術等の変化にどのような対応を行っていくのかということに

については、モニタリングにより、改善点があった場合は債務負担行為限度額の範囲で柔軟に対応するという答弁であります。

以上のような審査の後、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第105号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」、「議案第106号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」、及び「議案第107号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」、以上3件については、執行部から補正予算等に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

「議案第108号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（事業者選定関係）」、「議案第115号 飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例」、「議案第116号 契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（機械設備）工事）」、「議案第118号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」、及び「議案第119号 市道路線の認定」以上5件については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「請願第5号 大日寺字浪徳における土砂埋立に関する請願」については、慎重に審査するというので、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

「議案第104号」に対して、12番 江口 徹議員ほか2名から修正の動議が提出され、所定の発議者がありますので動議は成立いたしました。提出者の説明を求めます。12番 江口 徹議員。

○12番（江口 徹）

「議案第104号 令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」に対する修正案の提案理由を説明いたします。

修正案の2ページ、「令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）修正に関する説明書」をご覧ください。本修正案は、「令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」、第5条にある飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託料に関する令和3年度から令和14年度までの限度額65億5113万8千円を限度額とする債務負担行為を削り、第6条と第7条を1条ずつ繰り上げるものです。

本来、国も地方自治体も単年度主義、会計年度独立の原則をとっていますが、その例外として債務負担行為があります。この債務負担行為等とは、一般家庭に例えると複数年のローンに当たります。議会や国会で債務負担行為を議決するということは、国や市が複数年のローンを組むことを認めるものと言い換えることができます。この債務負担行為、国や市が行う複数年のローンが、あくまで例外である理由の1つは、後年度、つまり先々への財政影響です。長期間にわたり、国による債務負担を認めてしまうと、その後の財政需要等の変化に対応できず、財政の硬直化を招くおそれがあるとの考え方があるからだと言われています。ローンという性格上、組めば組むほど将来のお金の使い道が決まってしまう。すると突然失業した、車が故障したからといっても、余裕がなく困ってしまう。戦前はそういったことが多かったことから、その反省を踏まえ、国は5年以内を原則としています。

また、この会計年度独立の原則について、福岡市の財政調整課長を務められ、「自治体の“台所”事情“財政が厳しい”ってどういうこと？」という本の著者である今村 寛さんは、次のように述べておられます。会計年度独立の原則は、憲法第83条から第86条に定める財政民主主義の思想を具現化したものだとは私は捉えています。財政民主主義とは、国家が財政活動、支出や

課税を行う際は、国民の代表で構成される国会での議決が必要であるという考え方で、これに基づいて、国及び地方自治体は単年度予算主義を採用し、年度ごとに国民、市民から徴収する税金の額とその用途を国民、市民の代表に問いかけ、賛同を得ているのです。債務負担行為や繰り越しなど、年度を超えて支出することをあらかじめ決定することが例外とされているのは、将来の国民、市民の持つ予算編成権に対する越権侵害行為となるからであり、別に詳しく述べますが、将来にわたって負債を負う、借金の用途が限定的なこともこの考え方に基づいているのです。

私たちには、自分たちへの行政サービスのために、過去の資産を食い潰す権利も、将来の市民が納める税金を先食いする権利も、将来の市民が納める税金の使い道を決める権利もありません。例外として、債務負担行為を行うにしても、明らかにそちらのほうがメリットがあるというものではなくてはなりませんし、私たち議会はそのメリットをしっかりと説明してもらい、納得した上で議決しなくてはなりません。

この財政硬直化のおそれと財政民主主義の空洞化を防ぐために、国の国庫債務負担行為は原則5年であり、国が5年を超える長期の債務負担行為を認めているケースの多くは、建物を建てて運営を任せる、PFIの案件、例えば山口県美祢市にあるセコムなどの企業グループが造った刑務所、美祢社会復帰促進センターの運営といったものとなっています。

水道事業にあっても、全国の自治体の債務負担行為も5年以内がほとんどとなっており、委員会審議の際に、上野議員の「5年以下のところと5年を超えるところのそれぞれの自治体数は幾つと幾つですか」という質問に対し、答弁は「5年を超えるところはもう僅かではあります。数は4とか、そこら辺の数にはなっております」ということであり、全国的に見て例外であることが分かっています。そして、上野議員の「今まで5年で委託を継続されてきているのですが、困ったことが何かあったのですか」との質問に対する答弁も、「特に問題があったということではありません」ということでした。

また市は、10年間の長期契約のメリットについて、今回新たに追加する水道管路関連業務は、市内の地理、配管状況に精通する必要があり、特に現場での実務は多岐にわたるため、ノウハウの蓄積による経験が求められる、また5年ごとに要する初期投資費用4千万円を軽減できるとされていますが、鯉川議員の質問により、市職員も人事異動の中で習熟していること。さらには、前回の委託業者データベースから、現在の委託業者ケイ・イー・エス第一環境共同企業体へ変わったときも、働いていた方々で継続して雇用を希望された方は、全員雇用されたということが確認されており理由になりません。

またこの点は、上野議員の習熟度が必要という話がありましたが、10年後にまた同じ業者が取るという保証はないわけなのですが、「10年後はどのようにお考えですか」との質問に対する答弁が、「できれば次に受けられる業者さんに引き継いでやっていただければ助かります」というものであったことから、企業局のほうも会社が変わっても、継続雇用がなされることを期待していることが明白であり、理由にならないことが重ねて証明されています。

また、初期投資費用4千万円が軽減されると言いますが全体の費用が、現在の契約が5年、19億3千万円であるのに対し、10年での債務負担上限額が65億5千万円、伸び率にして3.4倍と大きく伸びており、その理由として人件費や物価の上昇などで委託料が増額となるという説明がありました。しかし、3.4倍もの伸びとなった10年間の委託の設計金額は適切なのでしょうか。10年後までを見込むとなると、会社側も何かあったらいけないので、余裕を多めに見て見積りするでしょう。そうなると市が委託料を払い過ぎるおそれがあります。

また、前回の公募の際に、飯塚市の債務負担限度額が23億円だったのに対し、取った契約は19億円。率にして81%と、市と民間の算定には大きな差があります。5年でこれだけ差があるのに10年だったら、どれだけ大きくなるのでしょうか。

また、技術や制度を見ていると、その移り変わり、変化は非常に速いと、皆さんも感じておら

れることでしょう。その中で5年先、10年先の技術、制度について十分見通すことができるのでしょうか。技術、制度についての見通しが難しいのであれば、適切な内容、適切な金額で委託するには10年は長い。国や他の自治体はそう考え、5年以内の契約としているのではないのでしょうか。現に今、隣の直方市では、3年で2億6千万円を限度額にプロポーザルの公募をやっています。

また、光根議員からは、「水道料金の値上げの際に上下水道経営審議会から、今回の料金算定期間は令和4年度から8年度までの5年間とし、以降を経済情勢等の変化に対応できるよう、5年をめでに定期的に見直しを行うことが妥当であると答申がありましたけれども、今後は5年ごとに見直しを行うという答弁がありました。ならば委託も値上げ同様、経済情勢等の変化や、また制度や技術の変化に対応できるような、5年ごとの見直しを考えるべきではないかと思えますけれども、これに対してどうお考えですか」との質問があっており、「その指摘どおりであると考えます」、さらに、光根議員の「この債務負担の10年の延長についても、当然審議会で審議されるべきものと考えますけれども、この審議の結果はどのようになっていますか」との質疑に対しての答弁は、「経営審議会には、特に諮ってはおりません」というものであり、ここでも検討不足は明らかです。

費用が軽減されるから長期間の契約を行う。費用が軽減されるから複数の業務を一本で発注する。そういったことを認めるならば、市役所の全ての仕事を同様に10年、20年に延ばし、また保守点検も全て一括発注にすればよい。しかし、それは先ほど言った財政民主主義を侵すものです。市が市内業者を育成するために、公共工事や物品購入について、分離分割発注を原則としていることと反するものです。

また、考えなくてはならないのはこの仕事を市外業者にとられているということです。この上限額65億円の委託を次に受注する会社も、まず市外業者でしょう。現に1回目は北海道の会社、2回目は北九州と東京の会社です。職員の多くは、飯塚や周辺に住まれることと思いますが、その利益は市外に流出してしまいます。この委託業務を追加、追加してここまで大きくなっていますが、果たしてこれが正しい形なののでしょうか。

上野議員の指摘にあったように、新しく追加になって習熟が必要な水道管路の維持管理については、三セクをつくることもあり得るでしょうし、地元業者でもできるのではないのでしょうか。

市の仕事の発注の方針である分離分割発注を行い、料金収納とシステム構築と浄水場の運転管理を別々に出したら、市内の業者が取れる仕事になるかもしれません。そうすると利益も市内で循環します。市内の活力になります。そういった市内業者の育成の観点を含め、今まで述べてきた理由から今回の10年、65億円の債務負担行為は認めることはできません。

これから先は、直接の議案ではありませんが、企業局には改めて今言ったような点などを含めて再検討した上で、3月議会に5年の債務負担行為として、できれば複数の業務に分割して再提案していただきたい。地元業者が受注できるように、今回は無理でも5年後に向けて頑張ろうと動けるような提案をしていただきたいと述べて、長くなりましたが提案理由の説明といたします。

皆様の賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

説明が終わりましたので、「議案第104号」について委員長報告並びに修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

「議案第104号」についての委員長報告並びに修正案に対する質疑を終結いたします。「議案第104号」並びに「修正案」に対する討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、「議案第104号」原案に反対、ただいまの修正案に賛成の立場で討論を行います。

「2021年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」及び委託事業者選定委員会の設置については一体のものであります。次期、民間委託に当たって委託する仕事を増やし、契約期間をこれまでの2倍、10年間とし、契約金額を約65億5千万円まで認めるのが、今回補正予算書の6ページにある第5条、債務負担行為、飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託料、令和3年度から令和14年度まで、正確には65億5113万8千円であります。

これは通常の委託としては、本市発足以来過去最大規模となっているのではないのでしょうか。これまでの実績では、事業者は変わるが現場で仕事をする85人規模の職員の多くは変わらないのです。その委託業者選定は前回5年前、市職員ばかりの9人で構成した企業管理者が任命する審査委員会で行いましたが、所管部長、所管課長、所管課職員が2分の1を超えていないことは公表されていません。今回は8人として、職員以外を採用する選定委員会で行うと言いますが、どういう方を選ぶのでしょうか。公正性、透明性、客観性は本当に確保されると考えているのでしょうか。いずれにしても片峯市長の責任は重大であります。

昨年度、情報公開条例第16条を無視して、非公開、密室での審査を進めさせて実施に至った水道料3.5%値上げで、取りあえず当面の財源を確保し、さらに5年後水道料金を見直し、50億円、100億円の確保を図ると、既に6月定例会で明らかにしたのが企業局であります。今回の民間委託への組み立て直しは、どこから出てきた発想でしょうか。企業局内部からなのか、業者からなのか、それともそのほかなのか。またその検討は、昨年8月の監査委員意見書の前からなのでしょうか。

水道は市民生活にとって不可欠です。水道法は「水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道の基盤を強化することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする」と第1条で規定しています。次いで第2条で、国と地方公共団体の責務を「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない」ほかを定めています。長期にわたる民間への浄水施設管理運転について、私はこれまで民間一括委託によって、市内部に水道事業にたけた能力のある職員が少なくなり、このままでは水道民営化を検討しないと云いながらも、それが守れない、そういう事態にもなりかねない。民間への一括委託をやめて、水道局にしっかりした能力を蓄積していくことが求められると指摘してまいりました。今日の事態はこの指摘が、意味を持つものであったことを示しています。

今日はこれにもう一つの観点を述べておきます。12月10日の議案質疑で、幾つかの視点から指摘をしました。莫大な委託料を保障される事業者などとの癒着防止のための措置がないことでもあります。水道事業において過去、責任ある地位にあった人々が関わった賭けマージャン事件、当時現職部長が参加した市外への旅行などは、内部検討はしたのでしょうか。全く緊張感が見られず、どういう事例があるかと不規則発言をする始末であります。癒着防止措置については、「これから考えたい」と企業局長、「公務員ですから信じてください」と企業管理者、というようなありさまです。飯塚市政において過去例を見ない65億5千万円もの一括委託と選定委員会設置に責任を負えるわけがないのであります。この際、水道事業も公正な運営のために強く指摘して、修正案への賛成討論とします。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。13番 小幡俊之議員。

○13番（小幡俊之）

「議案第104号」の修正案に対して、賛成の立場から討論いたします。

本会議場での提案理由に対する質疑、経済建設委員会での質疑等も何度か拝聴させていただきました。今回の修正案に対する提案が、江口議員のほうからありましたとおり、内容に対して私は100%賛同いたします。

今回の第5条を削除してくれという提案なのですが、債務負担行為をすることができる事項を、期間を10年、限度額を約65億5千万円に変えるものなのですが、先ほど申しましたとおり質疑と執行部の答弁を聞いている限り、今まで水道施設管理業務を5年で契約してきたものを10年にするメリット、理由が、なるほどというところが一つも感じられませんでした。

特に、答弁で過去5年間で契約していて、何か不備があったのかに対して、不備はございませんということなのですね。不備がない5年間でなぜ10年間にするメリットがはっきりと見えてきません。ちょっと気づいたのが、ざっくり10年間ですから年間6億円以上の予算が、過去の水道施設管理業務においてアップするということですね。6億円以上かかるんですよ。市民には水道料金35%、今からアップすると負担をかけておいて、施設管理費用をぐっと抑えるならまだ納得いきますが、水道料金は上げさせてくれ、指定管理関係の水道施設管理業務もまた上がるようでは、なかなか市民は納得してくれないのではないかと私は思います。

特に、先ほどちょっと前後しますが6億円以上かかる内容を聞きますと、一般管理費が約3億4千万円ほど増えますと労務人件費が2億6千万円ほど増えますと、着眼的に労務費ですね。10年間でベースアップは確かに上がっていくでしょう、給料は上がっていく。そこは理解しますが、現行の人数が10年間続くとすれば85名の方々の給料が上がるんだよと、その試算に問題があるということですね。2億6千万円を単純に85名で割っていきますと、月額で毎月2万5千円ずつ上がっていかなくちゃいけないんですよ。年30万円給料が上がることになります。10年で300万円給料が上がることになります。来年度ですが採用されました。基本給が300万円だとします。10年後にはその給料が600万円になるという試算なんですね。平成に入りまして、全国平均的に給料のベースアップがないと、ほとんど給料が上がっていないと。確かに飯塚市の職員も上がっていませんよ。我々議員も上がっていませんよ。なぜこの査定だけが10年で、2億6千万円も上がっていくという根拠が全然見えないんですね。じゃあ、やはり10年ではなくて、今までどおり5年でしっかりと見直せばいいじゃないですか。5年後に本当に今言いましたとおり、年額30万円ですよ。単純計算しますと5年後に30万円ですから150万円。その85人の人たちの給料が上がっているなら正しいでしょう。でも実際は上がらない。そういった未来の話を、10年先これだけ上がるんだよというような、言葉が悪いですけど、ざっくりした予算の限度額を決め、5年間では問題なかったものをわざわざ10年にするメリットが見えてきません。

今回の修正は、そうは言いながらも市民生活に大事な水道事業ですから、水道施設管理業務はしっかりしていただきたいという立場に立っても、予算はオーケーだと。しっかりと精査しながら、実行してってくださいはいいいのですが、この今回の修正は、やはりそもそも国も指針を示しているとおおり5年間でしっかりと見直していきましょうよ。ちょっと我々も任期がたった4年しかないんですね。10年先のことを無責任にここで決める権利はないと思いますので、通常どおり5年に見直し、5年後にまた査定し、また新たに5年すれば、何もこの事業は問題なく進められると私は考えますので、ぜひともこの修正だけ、先ほど江口議員がおっしゃったとおり、3月に再度、市長はじめ執行部、企業局のほうでもっといい提案をなされることを希望して、今回の修正案に賛成といたします。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。14番 上野伸五議員。

○14番（上野伸五）

私は、「議案第104号」原案に賛成、「修正案」に反対の立場で討論をさせていただきます。

修正議案の提案理由の中で私の委員会の発言において言及をいただいておりますが、委員会におきまして言及したとおり、厳しい指摘、また質疑もさせていただきましたし、その中において幾つかの提案もさせていただいたと認識をしております。

今回提出されておる修正案につきましても、一定の理解を示すものではありませんが、総合的に勘案をいたしまして、私は原案を覆すまでには至らないというふうに判断をいたしております。私ども議会と行政執行部の皆さんと立場は違えど、市民生活向上のため、また、飯塚市政発展のためという目的、目標は同じであると信じております。執行部におかれましては、議会また、委員会においての指摘、質疑、またこの修正案の提案理由にもありましたような内容を勘案していただきながら、問題になっております債務負担行為の金額そのものが契約金額ではないということも念頭に置いていただき、プロポーザル選定基準を含め、十分に反映をできることは反映をしていただきたいというふうに重ねてお願いを申し上げまして、私の討論とさせていただきます。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

「議案第104号」並びに「修正案」に対する討論を終結いたします。採決いたします。「議案第104号 令和3年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第2号）」の委員長報告は原案可決であります。まず、修正案について採決いたします。修正案について、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成少数。よって修正案は、否決されました。

修正案が否決されましたので、原案について採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第104号」を除く議案について委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

ただいま経済建設委員長報告のうち「議案第98号」、「議案第107号」、「議案第108号」、「議案第115号」及び「議案第118号」に反対の立場から、また「請願第5号」については、継続審査ではなく採決を求める立場から討論を行うものです。

まず、「2021年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」、オートレース事業は、一方でスポーツや観光としての愛好者があるにも関わらず、公営ギャンブルを民間事業者に委ね続けて、矛盾を深め、展望を示せないままであります。2021年度からは、5年間で36億316万9千円をかけるメインスタンド整備事業は、財源は国県支出金が1億4046万4千円、市の借金が32億6250万円、その他が2億円、一般財源20万5千円ですが、その必要性は納得できません。公営と言いながら、包括的民間委託を日本トーターに行って7年になります。これをさらに続けるという内容のものが、同意できません。

次は、「2021年度 飯塚市市立病院事業会計補正予算（第1号）」についてです。市立病院はもともと国が責任を負うべき筑豊労災病院を廃止して、飯塚市が引き受け、それを指定管理者として地域医療振興協会に任せるという姿でスタートしたものです。2019年9月、2年前ですけれども、厚生労働省が打ち出した全国の公立病院、公的病院の再編方針において、本市の飯塚市立病院、済生会飯塚嘉穂病院、総合せき損センター、嘉麻市にある嘉麻赤十字病院、この

4つの病院が挙げられました。消費税増税による財源を使って、病床削減を進めるやり方は、余りに強引であります。新型コロナ危機を迎え、感染症対策も急がれる中、飯塚市立病院を大事に守りながら、4病院を支えていく形で、地域医療を守り充実する仕事が非常に重要になっている段階であります。いつまでも市の指定管理でよいのか。飯塚市が国の力を引き出して、国の責任で運営させていくという方向へ流れを切り変えさせる課題も出ていると考えます。

最後に、「請願第5号」であります。大日寺字浪徳における土砂埋立事業について、中止を求める決議を挙げることを飯塚市議会に求める内容であります。

今夏、今年の夏、26人が犠牲となった熱海土石流災害から5か月であります。土砂埋立処分地の崩壊による災害防止が、全国で大きな課題となっております。

龍王山の中腹の森林を開発し、土砂により埋立て、盛土、その他の土地への堆積を行う事業計画が福岡県には、林地開発許可申請として7月、飯塚市には自然環境保全条例により10月に提出されました。土石流や急傾斜地崩壊の危険があり、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に県知事が指定したエリアです。事業者は有限会社C-N A企画となっておりますけれども、このC-N A企画で土砂の埋立予定量は、約7万立方メートルに及びます。当該土地は大日寺字浪徳1348番、1349番、1350番、1351番ですが、このうち1350番は登記簿によると土地の持ち主は次々に変わり、権利関係も複雑な経過をたどって今日に至っています。

福岡県は、林地開発許可手続に当たり、飯塚市長へ意見照会を予定しています。飯塚市では、自然環境保全条例による手続が進められています。麓につながる谷間には、障がい者施設や民家、事業所があり、命に関わる重大な災害が起きかねない。水質悪化によって、健康と農業に被害が出ないかと深刻な不安が広がっています。

この土地をめぐる最近の動向としては、2019年10月30日、2年前です。伐採及び伐採後の造林の届出書が、飯塚市長宛てに、現在の土地所有者と有限会社C-N A企画代表取締役の連名で提出されています。伐採面積は5997平方メートルで、福岡県の協議対象となる6千平方メートルを僅かに下回り、伐採方法は主伐と書いています。伐採率100%、伐採期間は2019年11月1日から2020年4月30日までとあり、造林面積には記入がなく、用途としては資材置場とあります。市農林振興課の受理印があります。ところで市の自然環境保全条例は、第2条の(1)において、「森林を開発する事業」、「土砂(岩石及び砂利を含む。)による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業」を対象とし、第7条において、「計画面積が1,000平方メートル以上の事業を行おうとする者は、当該事業を開始する前に、事業計画を市長に届け出なければならない」と規定しています。また第2条の(4)において、「事業計画の届出が必要であるにもかかわらず届け出ない事業活動又は届出に明示されていない事業活動」を不適正な事業活動とし、第14条の3において「市長は、不適正な事業活動が行われ、又はそのおそれがあるときは、直ちに」、直ちにと書いているのですね、「現状の調査を行わなければならない」。第14条の4、「市長は、不適正な事業活動を確認したときは、不適正な事業活動を行っている者に対し、適切な措置を講ずるよう求めなければならない」とし、さらに第15条で「報告及び立入調査」、第16条で「指導及び勧告」、第17条で「必要な措置等」、第18条で「公表」を規定しています。ところが、有限会社C-N A企画が2年前――

○議長(松延隆俊)

川上直喜議員、個別業者につきましては、企業活動の影響等がありますので、十分そのところを配慮していただきますように、発言していただきますようお願いいたします。8番 川上直喜議員。

○8番(川上直喜)

事業計画が現在、誰でも見るように縦覧中であります。有限会社C-N A企画は2年前、森林伐採に関する伐採届を出したが――

○議長（松延隆俊）

川上直喜議員、先ほどから再三言っていますけれども、企業の事業につきましては十分な配慮の上で発言してください。お願いします。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

10月26日に事業計画が本市、市長宛てに提出されて、11月22日から既に誰でも見れる状態で閲覧が始まっています。自然環境保全条例に基づく——、やりなおし。有限会社C-N A企画は2年前、森林伐採に関する伐採届を出したが、自然環境保全条例に基づく事業計画は提出しないまま今日に至っています。先ほど自然環境保全条例を紹介いたしましたけれども、今回土砂による埋立て、盛土、その他の土地への堆積を行う事業計画を今年10月26日に提出したわけですが、市環境整備課はこれを受理する前に、自然環境保全条例の目的、各条項に基づいてやるべきことがあったわけでありまして。これを一切やっていない事実が明らかとなっております。なぜか、まだ分かりません。

自然環境保全条例による公告があり、12月11日に行われた住民説明会では、「熱海の土石流災害は起きたばかりだ」、「26人が亡くなり殺人罪による告訴が受理された」と怒りの声が相次ぎました。住民説明会は年が明けて次回が予定される見通しとなっております。今回「請願第5号」の審査の付託を受けた経済建設委員会は、2月1日に閉会中審査を行う予定としているようであります。福岡県の林地開発許可申請の手引きによると、標準処理期間は80日であります。書類等に不備があって、調整の間はカウントが停止されるとしても、7月の提出から既に150日程度が経過しており、このまま手続が進んだ場合でも、一旦リセットして再申請する場合でも、飯塚市長への意見照会が間もなく届くこととなります。

こうした状況を考慮すると、市議会としては継続審査ではなく、中止を求める決議を速やかに採択し、事業者と県知事、県議会、林野庁、国土交通省、そして飯塚市長に送付するとともに、広く公表して、住民の命を守る飯塚市議会の決意を示してしかるべきだと考えます。以上で討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第98号 令和3年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第2号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第99号 令和3年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第100号 令和3年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第101号 令和3年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第105号 令和3年度 飯塚市工業用水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第106号 令和3年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第1号）」、以上5件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案5件は、いずれも原案可決されました。

「議案第107号 令和3年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第1号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第108号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（事業者選定関係）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第115号 飯塚市都市計画法に基づく開発許可の基準の緩和に関する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第116号 契約の締結（下三緒排水ポンプ場新設（機械設備）工事）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案可決されました。

「議案第118号 指定管理者の指定（飯塚市新産業創出支援センター）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、原案可決されました。

「議案第119号 市道路線の認定」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案可決されました。

「請願第5号 大日寺字浪徳における土砂埋立に関する請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

議会運営委員会に付託していましたが「請願第4号」を議題といたします。

「議会運営委員長の報告」を求めます。21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

議会運営委員会に付託を受けました「請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」について、審査した結果を報告いたします。

10月25日に開催した委員会において、紹介議員及び議会事務局から資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

紹介議員に対する質疑応答の主なものとして、他の市議会では、議員定数について、様々な観点から調査・研究がされ、報告書が出されているが、その内容についてどのように考えているのかということについては、報告書には、市民アンケートの結果として、現状より「多いほうが良い」、「少ないほうが良い」等の様々な意見が記載されているが、大切なのはその結果ではなく、

なぜ「多いほうが良い」のか、「少ないほうが良い」のか、その原因を知り、市民が何を望んでいるのかを検討することであると考えているという答弁であります。

次に、財政縮減効果を主な論点として、飯塚市議会議員を4人削減する議員提出議案が可決されたが、財政出動が元に戻ることを、どのように考えているのかということについては、財政面だけを考えれば、削減したほうが良いのが事実だが、議員が4人削減されれば、4人の考えが議会から削減されることになる。市民が信頼できる議会をつくるためには、定数を削減することではなく、チェック機能を発揮していくことが重要であると考えているという答弁であります。

次に、多様な議会構成、議員構成にするためには、議会の論戦活発化を保障するルール等も併せて改革していく必要があるのではないのかということについては、他市では、議員定数だけではなく、議会の在り方について議論されている。本市でも、議会や委員会での質問の在り方、市民への報告の在り方など、議会全体が何をすべきなのかを考えていく必要があるという答弁であります。

また、審査の過程で、請願の趣旨にもあるように、委員会として学識経験者等の意見を聞いた上で審議を深めていく必要があるという意見が出されました。

以上のような審査の後、12月9日に開催した委員会では、本案については、慎重に審査するため継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

議会運営委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第4号 飯塚市議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

「議案第121号 副市長の選任について議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。片峯市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第121号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。「議案第121号」は、藤江美奈氏を新たに副市長として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（松延隆俊）

提案理由の説明は終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

議案は分かりましたけれども、提案されている方のプロフィール等について、もう少し詳しくお知らせください。

○議長（松延隆俊）

人事課長。

○人事課長（関 敏幸）

ただいまご質問のございました今回提出させていただいております議案の藤江美奈氏の経歴について、ご説明をさせていただきます。

まず、日本航空では、国際線の客室乗務員や客室訓練部の教官として、新人教育などに携わっておられます。

次の山梨県立大学では、学務課に所属され、入試や広報及び国際交流の業務や就職セミナー講師担当など、キャリアサポート業務などに携わっておられます。

次の立命館アジア太平洋大学では、キャリアオフィスに所属され、ガイダンス企画・運営担当、ビジネスマナー講座の講師、企業開拓や企業対応などに加え、産学官連携事業などに携わっておられます。

次の国立大学法人九州工業大学では、高大継続・教育連携機構に所属され、入学者選抜に係る各種調査や検証、高大継続の推進に係る業務、研修会講師や学生の相談業務などに携わっておられます。

内閣府男女共同参画局では、男女間暴力対策課に配属され、配偶者からの暴力をはじめとする男女共同参画社会の形成を阻害する暴力の防止及び被害者の保護に関する事務の企画立案・実施が業務とされておりまして、主な業務といたしましては、DV相談プラス分析調査研究事業、配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業などに携わっておられます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

履歴書が少し詳しく述べていただきましたので分かりましたが、最後の熊本大学大学院入学、現在に至ると書かれてありますが、どのような勉強されているのか、分かれば教えてください。

○議長（松延隆俊）

人事課長。

○人事課長（関 敏幸）

熊本大学大学院におかれましては、社会文化科学教育部に入学されておりまして、記載のとおり令和4年3月に修了見込みということでございます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

分かりました、履歴のほうは。ありがとうございます。では、この選考の経過は、いつ、どのように、どこで話がまとまっていったのか、詳しくお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

さきの代表者会議の中でも、同様のご質問いただきまして、その際には概要を報告させていただきましたが、梶原副市長さんが急逝されました。当初は皆さん方と同じように、次のことを考えるとかというようなことについて、その気にもなかなかならず、また、急ぎそういうこともすべきでないというような、自分自身の中で思っておりましたので、大体100日が経過して、10月末ぐらいから、しかしながら市の様々なプロジェクト、それから課題等を考えたときに、もう1名の方がいらっしゃらないと、非常にスピーディーに物事を解決するには難しいというふうに判断しましたので、副市長の選任をしようと思ったところです。そう思ったときに、課題を考えたときに、どういう方がいいかということも考えまして、正直言いまして男女共同参画推進、女性が活躍できる飯塚市にするためには女性登用ということを第一にして、自分の中で複数名の

候補を想定いたしました。その中で、最も多くの経験を積んでいらっしゃる、多岐にわたって本市でお力を発揮できる方ということで、この方というように自分の中で決めまして、ただ自分の中で決めても、現実、内閣府のほうでお仕事されていまして、そこへのリサーチも含めて、上京して上司の方等ともお話をする中で、やはりこの方にぜひしたいというふうに思いまして、内閣府のほうの、何と言うか、許可ではないですね、ご理解もいただいて、そしてご本人にお話をして、ふるさと飯塚市のためになら、まだ任期途中ですが頑張ろうと思いますというありがたいお気持ちをお聞きしたので、この方を任命することでお話を進めさせていただいた次第でございます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

10月末から少しずつ考えることを始めて、女性を登用する、男女共同参画を進めることを第一に考え、複数名の候補者があったけれど、その中で多くの経験をされて、多岐にわたる活動が期待できるから、彼女がいいのではないかとというふうに考えられたということによろしいですか。それで、その実際にお会いしたのはいつなのか、教えていただけますか。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

そうですね、せっかくお尋ねいただいていますから正確にお話をしましょう。この件に関して、お会いしたのは、今申し上げたようなときですが、まず最初にこの方にお会いしたのは、九州工業大学の創立60周年記念式典が東京でありました。たしか今から2年前だと思います、3年前か。そのときに、今の学部長をなさっています安永教授から、実は自分のところでお仕事をなさっている方で非常に素晴らしい方だと、実は飯塚市出身なんだということで、ご紹介をいただきました方が藤江美奈氏でございます。安永教授につきましては飯塚市の教育委員もしていただいていますので、その方の人物なり、識見なり、非常に私は尊敬しているのですが、その方がそこまでお褒めになるのかと、業務に対する姿勢と対人関係能力、調整力の高さについてお話しをされました。そうなんだということで、すごく印象に残りましたし、その時点でお名前を聞いて、私の知り合いの方にも当たるということを知りました。面識はそれまでありませんでした。意味を分かりますかね。私の中学時代の恩師の姪御さんに当たられるということも、そのときに知りました。

次に、私は男女共同参画について、女性も活躍できるような飯塚市になることが飯塚市の社会的発展、そして経済的発展の双方のために必要だと強く思っていますので、その男女共同参画の社会を実現するために何が必要かということについて、上京した折に、内閣府の男女共同参画局の主任さんをお願いしてお話をお聞きする機会をいただきました。その後、お食事を一緒にさせていただいたのですが、そのときにその方が藤江さんをお連れになって、自分のところの職員ですと、実は飯塚市出身ですよということでお連れになって、そのときに2度目の出会いでした。正直驚きました。九州工業大学で働いていらっしゃるものと思っていましたので、今は内閣府のほうなんだと。しかも男女共同参画推進局さんだということで、そのときに、なぜそんなふういろいろな経験を積んで、スキルアップ、キャリアアップしようとする志がおありなのかということをお聞きすると同時に、こんな方が、そのときも既に思いました。今のようなポジションということは別ですよ。こんな方が、地元飯塚で活躍してくれたらいいのになと思いました。地元で仕事とかは考えられないのですかというようなお尋ねもいたしました。それが2回目でございます。

それ以降は、今年に入りまして、先ほど言いましたような時期には、それを前提として、飯塚

のほうにちょうど業務で見えるときに、飯塚のほうにお越しいただきまして、僕は物事は合理的に進めるということを信条としていますので、自分の感覚ではすばらしい方だと、履歴もすごいと思いましたが、自分の、個人の感覚だけで人事を進めるということについては、どうかとも思いましたので、あえてお願いをして、副市長と総務部長にも、口幅ったいようですが面接に近いような形で、僕はこう考えているような人だけれど、実際に会って、いろいろやり取りする中で、意見をいただきたいということでお会いしていただきまして、それぞれ私も含めて3人とも大変すばらしい方だと。今後大きく市のため、お仕事してほしいという気持ちを持ちました。そういうことでございます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

私も何度も言っていますように、私はこの飯塚市が、男女共同参画推進ということが、やはり遅れていると思っておりますので、大きな力を発揮していただけるのではないかとこのように思います。その上で話を聞かせていただきたいのですけれども、今回の市長選のときに、いづか男女共同参画推進ネットワークが公開質問状を出されました。その質問状の回答として、質問は副市長について、女性の起用についてどう考えるかという質問があったときに、適当と思われる人物が見つからないというふうに記載されております。それが恐らく、ちょうど2月ぐらいではないかと思いますが、その間から今まで、どういうふうにこの男女の登用について変わってきたか、もう少し詳しくお伝えください。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

私は、これが特別職ということのみならず、職員の採用、それからこれは市役所もそうですが、ほかの場面でも男女を問わず、本当に優秀で志のある方が登用されるべきである。これは大原則でございます。その当時の市を考えたときに、私も今、65歳でございます。年明け3月には66歳になります。それらや任期のことも考えて、年数を考えたときに、後継者、私の後継者というよりも市政を、元気な飯塚市、そして住んでいる人たちが住み続けたいと思ってくださるような温かみのある飯塚市にしたいという目標を考えたときに、次につないでくれるような人材をとすることを意識しました、2月の時点です。それでお願いをいたしました。今それが、その面は大いに軌道に乗っているというように私は思っています。そうすると次の段階で、市の課題として、より市が、先ほど言いました飯塚市、社会としての経済としても、未来につながるようなことには男女共同参画推進の理念に基づいて、女性活躍もできるような飯塚市にすることが必要というのは、これも大きな、その道を切り開くのも私の使命だと思いましたので、今回の選考に至った次第でございます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

SDGsのジェンダー5番が、ジェンダーの平等という、5番目に掲げられているところが、よく言うのですけれども本当に根底をなすものだ。17個の目標のゴールの中でも、根底をなすものということなので、ジェンダー平等また男女共同参画を進めることは、大変必要だし、女性がいろいろな問題を解決していく、その意思決定の過程のところに女性がいるというのは、大変貴重な存在になるのではないかと思います。私はどうして2人なのかなと、やはり思うわけです。1人でもいいのではないかなと、何で1人ではいけないのか。また、今までの梶原副市長も大変な功績を残されております。全く違うと私は思うのです。全くと言うか、かなり違う方だ

と思いますが、それを選定した理由というのをもう一度教えてください。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

2点お尋ねになりました。まず、たしかこれは3月議会だったと思うのですが、なぜ2人なのかということで、るるやり取りを本会議場もしくは委員会の中でさせていただきました。飯塚市、今すごく元気なまちになりつつあります。またはなってきました。例えば——、もうちょっとやめときましようね。

もろもろの件で、3つだけ例を挙げます。まずは、24年ぶりに飯塚市が住宅地としての地価が上昇しました。これは市外から見たとき、もしくは専門業者から見たときに、この地域が住むということに当たって、魅力的な土地であるという評価を得たということです。24年ぶりです。

御承知のとおり、ゆめタウン、そして沢井製菓の進出という、若い方々にも地元で働いて、暮らしていただけるような環境が整ってきました。これによって、人口減少にも大きく歯止めをかけることができるものと思っております。

そして3つ目は、スポーツ・ツーリズムについても、リトリート、そして今度、新体育館ができ上がります。そういう中核施設を柱としてスポーツ・ツーリズム、そしてこれは今日の議会のやり取りになりましたが、文化施設としての嘉徳劇場も市の所有となりますので、これを機に、飯塚市の文化振興のみならず、文化によるツーリズム、つまり外から誘客を図ることができるような本市の文化の流れもつくりたいと思っております。

そのような中で実は、今、形としてはそういうふうに進んでいるのですが、1つだけ、これを例に挙げさせてください。ゆめタウンで約1200人規模の従業員が新規に生まれます。沢井製菓で400人から500人生まれます。この中に多様な働き方ができるようなシステムを入れることによって、若い人たちはもちろん、高齢の方が週に3日でも仕事したいという方の雇用の場ともなるように、企業とも相談をしたいと思っておりますし、子育て中の女性の方が、子育てがあるから短時間労働もしくは週3日の労働はしたいけれどというような方でも、雇用ができるような仕組みも整えていく必要がありますし、もう一つ、そういう方々が飯塚に住んで、そこで働いてくれるような仕組みもつくらなくてはなりません。

まさにこの流れをしっかりとつかまえて、次のさらなる元気な飯塚市づくりにつなげていくためには、副市長2人というようなことが必要でございます。はっきり言いまして、今までそんなふうに市がどんどんどんどん変化して動いてきたことは、僭越ですが私が見る限り、僕はずっと飯塚市民なのですが、なかったように思っています。それだけやることが、やること、やるべきことがたくさんある中でございますというのが最初の質問へのお答えです。

次は、これは私が見る限り、梶原副市長さんの総合的判断力とか、様々な経験に基づいた、いろいろな助言とかいうようなことについて、大変私も育てていただきましたし、支えていただきまして感謝しています。そのすばらしさを久世副市長がこの半年余りで本当に引き継いで、それを吸収してやってきていただいていると思っておりますので、それらの分野については久世副市長が担当してくれるでしょうし、先ほどやり取りしておりますような課題だとか、新たな分野については、藤江美奈氏の手腕を發揮していただきたいと期待しているものでございます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

つまり2人体制でいろいろな事業を今やっていて、たくさんやるべきことがある。どんどん飯塚市が変わって行って、やるべきことがたくさんある。そしてその中の役割分担としては、今までの梶原副市長の分を久世副市長が引き継いでくれるのではないかと、今もしていただいているけ

れど、引き継いでくれるのではないか。そしてまた、その新しい分野を藤江さんをお願いできるのではないかというふうに考えているということでもよろしいですか。もう少し、新しくやろうとされていることに対して、もう少し具体的に教えてください。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

最終的には今のところ、私と久世副市長の間で、これは決裁規定というのがありますので、それぞれの部の決裁をどちらの副市長がするのかというようなことがまず一つあります。それらについても打合せはして案はありますが、何分やはりこういうことはご本人が決まられ、決めていただきましたら、決められた後、その方も入れながら理解をいただいて進めることのほうがよろしいと思っておりますので、この場では藤江美奈さんのこれまでの経験等を考慮し、女性も活躍できる地域づくりをはじめ、副市長としての業務分担を、特に3人と総務部長も入れた中で検討していきたいと思っておりますという答弁にさせていただきます。

○議長（松延隆俊）

5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

分かりました。ありがとうございます。私としてはそれこそ男女共同参画は、本当に広い分野でいろいろな政策を打っていくことが必要だと考えますが、市長として男女共同参画の中でも、市長がこれから任期、あと3年と少しあると思いますが、その3年の中で、特にこの男女共同参画として進めていきたい、いかなければいけない政策は何だと思われて思っていますか。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

かなり何か広い、今回の件とはちょっとどうかと思いますが、せっかくの機会ですから3つにわたって、今の私の思っているところをお答えさせていただきます。これからもっと藤江さんからも勉強させていただく必要があるでしょうし、関係団体の方からも勉強させていただきたいと思っておりますが、今3つあります。

1つは、実は男女共同参画推進課のほうにお願いを既に行っているのが、生まれてから亡くなるまで女性として、どういうところで不利益を被っているのか、そのことをきちんと再整理しましょう。そういうことがない飯塚市にするために何が必要か。一つ一つのそこで政策が生まれてくるというように話をしています。その責任者にも、これは男女共同参画課だけでできる仕事ではありません。ほかの課にも多岐に渡ることですので、そういうみかじめも彼女にしてもらおうと思っております。

次に、これは懇談、毎年行っています関係団体との懇談会の中でもクオータ制、つまり市の職員、特に管理職職員に女性登用ということ強く言われますが、管理職というのはすぐ生まれるものではないんです。これは育成することと本人の資質能力の関係があるので、割合をこうだと決めることについて、私は甚だそれについては疑問です。しかしながら、女性が管理職として市の様々な政策で、ご意見を出されて活躍される。それは必要なことですから、まずは、管理職になる前の係長さんの人材を育成し、そしてそれから今度、課長補佐さんや課長さんになられるようなトータルな人材育成をやっていきますから、御覧おきくださいというような話をしています。実際にそれは粛々と進んでいるものと思っております。

3つ目に、最後になります。女性も活躍できる地域づくりのために、女性が働きやすい環境設定をしていくことが必要だと思っております。

○議長（松延隆俊）

金子加代議員、議題外に及んでいますので、もう質問については、まとめていただくようお願いいたします。5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

議題外というか、最後に報酬についてお聞きしたいのですけれど、この議案が出されれば、どのくらいかかるか教えてください。

○議長（松延隆俊）

人事課長。

○人事課長（関 敏幸）

ただいまご質問ありました副市長の人件費でございますが、給料月額につきましては80万円、期末手当が支給されますので、これは年間2.95か月分、現段階の月数でございますが、ここで295万円。合計で年間が1255万円の人件費となります。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は、「議案第121号」については必要性、2人必要かという角度と、それから副市長選任、議案上程に至る手法、これでいいのかという角度と、それから真に男女共同参画推進に資するののかという角度で、お尋ねしたいと思うのですけれど。

まず、私は副市長のことについて言えば、片峯市政には副市長は2人は必要がないと。それから市民の立場に立つ女性副市長は必要だという立場で、今年3月定例会で副市長2人以内とする条例及び副市長人事議案には、反対の態度をとりました。

片峯市長は3月定例会で、なぜ2人以内とするかということをお問われて、全国的な課題としては、少子・高齢化対策があるでしょうと。それからもう一つは、AI社会での格差拡大対策があるでしょうと。

本市独自の課題としては、市立病院をどう維持するか、運営内容の見直しという課題がありますと。総務委員会ですよ。

それから上下水道の老朽管や老朽施設の改修、改築があるでしょうと、2つ目。

3つ目が、ごみ処理施設等の老朽化対策ということになっているんですね。この問題解決の方向性、見通しができるようになるまでは、少なくとも2人体制と。見通しができたら、ちょっと分かりにくかったんですけど、特別職全体でどう組み変えていくのか再考する時期がくるというような答弁なんです。

それで今の現状、独自の課題は3点あるのだけれど、独自の課題について3点との関係で、もう見通しが立って、2人を縮小する時期だとか、そういう局面という判断はないのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

私は今、恐らく全国どこもコロナの関係で、地方経済、それから中小零細、市民の方々については非常に疲弊をしている状況であると思っています。その中で疲弊しているからということで、立ち止まってしまうような、恐らく行政は人口が減り、規模も縮小していく。そんな、いわゆる衰退していく自治体になるものと思っています。私は飯塚市をそんなふうにしたくありません。コロナ明けでも、しっかりと未来に発展していく飯塚市にしたいと思っています。そのためには、これはコロナの期間中も、今もピークではありませんがそうだと思うのですが、でも次への様々な計画を途絶えさせることはなく、職員共々に前に進んできました。

ここで、先ほど金子議員とのやり取りをさせていただいたような、新たな課題、次に向けて本

当に女性も活躍できるようなものにするだとか、それから僕は支え合い、助け合いができるような飯塚市にしたいと思っている。そういうソフト面での事業推進のためにはまだまだこの特別職、副市長2人制でスピーディーに、なおかつ未来に向けて進んでいくことが極めて必要な時期であると、そのように考えております。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

分かりません。私は病院のこと、上下水道のこと、ごみ処理の新しい施設のことが、片峯市長がこの3つを挙げて副市長2人にする理由だと。3月議会でおっしゃっているわけですよ。この3つの仕事との関係で、なお今、副市長が2人いるという判断かとお聞きしたのです。

市立病院については、守っていくという仕事がありますよ。向こうは再編統廃合の名前を挙げてきているんですから。病院を潰さなくても、潰すかもしれないけれど、国の考え方はですよ。別の病院に移譲するとかいうようなことも、縮小・移譲とかいうようなことでもいいというわけでしょう。ダウンサイジングとか何とか言っていますよ。

それから上下水道については、民営化しないとかが言っているけれど、民営化準備も進めているでしょう、現実的には。条例も変えたし。

ごみ施設についても、大規模なものを造ろうということで、プレゼンテーションはもうやっているじゃないですか、広域組合のほうで。

こう考えてくると、今の副市長が市長と一緒に2人で頑張れば、激動の、激動とか言わなかったね、大きな変化を、ずっと飯塚市に住んでいますよ、ここにおられる方は。だけれど市長が見て、今ほど大きな変化のときはないと言われたんですけど、2人で十分じゃないんですか。片峯市長と今の副市長と。そこのところのもう1人必要だというのはよく分からない。この3つの点について、判断をちょっと聞かせてください。

○議長（松延隆俊）

片峯市長。

○市長（片峯 誠）

今の質問の内容がはっきり言いますとよく分かりませんが、私が3月議会で言いましたのは、今まさにポストコロナの後の時代を、この飯塚市が、進化する元気な飯塚市になるために、様々な取組を実施しなければならないということがまず大前提だと言っているんですよ。

そして、それ以外にもということで、本市だけでなく今、質問者がおっしゃっているような内容について、こういうことも現実問題としてあります。それらも全てやる、やらなければならないということで、その当時述べておりますので、この部分だけ取り上げて、できているじゃないか、動いているじゃないかと言われる分については、納得いきません。

○議長（松延隆俊）

8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

そんなに興奮するとは思わなかった。私はあなたが述べた中で、この3つのことについて、副市長が2人もいるような状況かとお聞きしているわけですよ。あなたと今の副市長、2人がしっかり頑張れば大丈夫じゃないのかと、そこまで来ているんじゃないのかということをお聞きしているわけですよ。納得いかないわけね。あなたが言ったことだからお聞きしているんですよ。

それからさっき副市長はどなたがいいかなということいろいろ考えてみました。いろいろところで食事したということが分かったけれど、副市長というのはこういうふうに見て、議会に提案するものなのですか。全国には副市長について、こういう方が必要だということで、公募をかけて、選定委員会を作って、基準を明確にして公正に透明に客観的評価を行って、人物を

選定していくやり方している自治体もあるわけですよ。今の話を聞いていたら、秘書をつくっているのと同じような手法ですね。副市長ですよ。市民の命、暮らし、福祉の増進に、あなたが言う飯塚市の発展に貢献すべき人ですよ。そういう副市長を探すのに何ら試されていない方をあなたが気に入った。念のために、今の副市長と人事課長か、初対面でしょうもん。そういう手法で副市長と選んでいいのですか。あなたはどのような基準で、この副市長に見定めたわけですか。その基準を聞かせてください。

○議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。片峯市長。

○市長（片峯 誠）

特別職の選定に当たりましては、飯塚市政を担う原動力として、本当に私とともにやってくれる方ということで、大きな期待とそして私自身の責任を持って、人選に当たっているものでございます。今回の提案につきましては、ご本人の経験等も考慮し、総合的にこの方をおいてほかにないという判断の下、上程させていただいたものでございます。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。8番 川上直喜議員。

○8番（川上直喜）

私は「議案第121号」について、反対の立場で討論を行います。

私の立場は、片峯市政に副市長は2人必要ないということ。また、市民の立場に立つ女性副市長は必要だという立場であります。この立場から、先ほど質問いたしましたけれども、今、副市長が2人必要だという理由として、3月に片峯市長が挙げた全国的課題、本市だけではない課題のほかに、本市の課題として挙げた市立病院をどう維持するか、運営内容の見直し。さらに上下水道の老朽管や老朽施設の改修、改築及びごみ処理施設等の老朽化対策について、現状がどうなっているのか。この対策をする上で、副市長がなお2人必要なのかについて、明確な答弁がありませんでした。さらに本来、副市長の選任と議案上程は、先ほどから紹介があったような縁故をたどっての、市長の縁故をたどっての人選でよいのかということが大きくあります。

副市長は市長と同じように一定の権限を持ち、住民の福祉増進のために一部のものではなく、全体のために働くという、そういう使命を憲法上も持っているわけです。片峯市長はかつて、自分の信条は背私向公と言いました。ここで発言したこともありますけれども、この背私向公というのは、いわゆる聖徳太子の17条憲法の第15条の中にあって、背私向公、これ臣の道なりとあります。君主がいた時代、王様のいた時代の言葉を自分の座右の銘とするというわけです。ですから、私が片峯市長は背私向公、これ臣の道なりならば、憲法第15条の、先ほど紹介した一部ではなく、全体の奉仕者として仕事をするということが大事じゃないかと提起し、背私向公路線については、やめたほうが良いという提起をしたこともあります。それは拒否されました。この背私向公、これ臣の道なりの片峯市長の運営に貢献できる副市長を、自分の個人的な縁故の中で見出した。そういう副市長の提案というのは、本当に全体の奉仕者として仕事ができるのかと

いうふうに思うわけです。

むしろ、ほかの自治体の例がありますけれども、一定の基準を設けて、市長の心の中の基準ではなく、公開された基準に基づいて公募をし、そして、その中から適切な方を集団の英知の中で選任していく。副市長は、選挙がないわけですから、こういうようなシステムを考える必要があると思います。以上で討論を終わります。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

「議案第121号」に対して反対の立場で討論いたします。

今回の議案に対しては、本当にいろいろ考えました。まず、本当は私は賛成の立場でもありません。男女共同参画が進むということであるなら、本当に私は必要な人材ではないかなというふうにごく考えました。

しかし1点、やはり今のこの飯塚市の規模で、2人の副市長が本当に必要なのかと、ずっとずっと考えました。様々な人に会いました。市民の方、またほかの市町村の議員の方、副市長が女性である大牟田市の方にも会いました。様々な方に会ったときに、私はやはり今のこの飯塚市の規模では、2人は要らないのではないかという結論に至りました。

飯塚市の職員の方に、私は今までたくさん会ってまいりました。本当に一生懸命に仕事をされている方がたくさんいらっしゃいます。正職員の方、夜遅くまで9時、10時まで働いている方がいらっしゃる。この前の土曜日も夕方に、たまたま駅に向かうとしたときに、働いて帰っている方がいらっしゃいました。本当に一生懸命に働いている方がいて、また女性の中にもたくさんすてきな方がいらっしゃいます。副市長が1人でも2人でも、またその中に女性がある、なしにしても、男女共同参画は進めていかなければならない大切なことです。

私が1人紹介したいのは、私の知っている市民の方です。シングルマザーとなり、1人でお仕事をされながら子育てをされております。その方がいつも大変明るい方なのですが、この前はぼそっと、本当に本当にぼつりと、食べるものが大変心配なんだと言われました。そのときに私は本当に、この方は幾らで生活しているのだろう。1か月どのような生活をして、どんなものを食べて、どのくらいの経済感覚でやっているのだろうと思うと本当に何か情けなくなり、この経済格差という言葉が、本当に飯塚市でも起こっているのを目の当たりに、本当に心から怖くなりました。

先ほど、年間に1200万円幾らかのお金がかかるということを知ったときに、やはり私はあえてここでは反対せざるを得ないということに至りました。もう少し、細かい政策が必要です。正職員の方も本当に大変そうに働いております。しっかりと人事を考えて、一生懸命働いて、何十年もかかって1200万円をためる方もいらっしゃいます。それを考えれば、今回は2人は要らないというところで反対とさせていただきます。

○議長（松延隆俊）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第121号 副市長の選任につき議会の同意を求めること」について同意することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は、同意することに決定いたしました。

ただいま、選任に同意いたしました藤江美奈さんから挨拶をしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。藤江美奈さんどうぞ。

○藤江美奈

ただいま選任議案にご同意いただきました藤江美奈でございます。誠にありがとうございます。改めまして、責任の重さから身の引き締まる思いがしております。片峯市長が掲げます、人口減少時代においても進化を続ける元気な飯塚市への取組を着実に推し進め、飯塚市の明るい未来につなげていくため、職員の皆様と一緒に片峯市長をしっかり支え、飯塚市の発展のため全力を尽くしてまいり所存でございます。市議会議員の皆様、そして市民の皆様もご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（松延隆俊）

「報告第21号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。環境対策課長。

○環境対策課長（小村慎次）

「報告第21号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」について報告いたします。

議案書78ページをお願いいたします。この報告は地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので同条第2項の規定により報告を行うものです。

本件事故の概要は令和3年8月11日、水曜日、午前8時45分頃、飯塚市横田地内において環境対策課職員が拠点ボックスの収集物回収作業後、交差点でじんかい車を方向転換させ、右折しようとした際、ハンドル操作を誤り、相手方塀の角部分に接触し、塀瓦を破損させたものでございます。この事故による和解につきましては、市側100%の過失割合とし、破損した相手方、塀瓦の修繕費用4万4千円を相手方に支払うものです。

今回の事件の原因は、車両方向転換する際に、周囲の安全確認を怠ったことによるものであり、安全確認さえ行えば防げた事故であります。当該職員に対し、嚴重注意を行うとともに、所属職員に対しましても、安全確認、危機管理意識等に細心の注意を払って業務に当たるよう一層注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第22号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））」及び「報告第23号 専決処分の報告（支払督促申立てに対する異議申立て（学校給食費請求事件））」、以上2件の報告を求めます。学校給食課長。

○学校給食課長（宮本敏行）

「報告第22号」及び「報告第23号」について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、学校給食費請求事件の必要な訴えの提起について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、ご報告申し上げます。

「報告第22号」は議案書の80ページ、「報告第23号」は議案書81ページでございます。事件の概要の2件、4名の者は学校給食費を滞納し、再三の催告にも関わらず納入をせず、協議のための呼出しにも応じなかったため、飯塚簡易裁判所に支払督促の申立てを行いました。この支払督促に対し、相手方は督促異議の申立てを行ったため、民事訴訟法第395条の規定により、訴訟手続に移行したものでございます。

今後も学校給食費滞納の減少及び費用負担の公平性を確保するため、必要に応じて法的措置を行ってまいります。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第24号 令和2年度児童虐待に関する状況」の報告を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長(林 利恵)

飯塚市の子どもをみんなで守る条例第28条に基づき、令和2年度の児童虐待に関する状況の報告をさせていただきます。

議会への報告後は、市ホームページにて公表することとしております。まず今回の報告につきましては、令和元年度分を令和3年3月定例会で報告したところ、もっと早く報告をしてほしい。またもう少し詳しい状況が分かるかというご意見をいただきましたので、報告の時期や内容について見直すこととしておりました。昨年度の報告として、12月議会ではまだ遅いのではないかというご意見もあるかと思いますが、来年度以降はさらに早い時期に報告ができればと考えております。また、内容につきましては、みんなで守る条例第5条で年次行動計画を策定することとされており、今回はこの計画に関連した内容で報告書を作成しております。

それでは目次に沿ってご説明いたします。まず1ページ、家庭児童相談、児童虐待相談の状況についてでございます。家庭児童相談の相談件数につきましては、市の家庭児童相談室が訪問や電話などにより直接対応した延べ件数で計上しており、児童虐待相談を含む家庭児童相談の件数の推移は、令和2年度延べ2202件で令和元年度延べ2564件と比べ、362件減少しておりますが、世帯数で比較いたしますと令和2年度は249世帯で、令和元年度の244世帯より5世帯増加しております。件数が減少した要因につきましては、こちらは相談を延べ件数で計上しておりますので、1世帯でも相談や連絡の多い世帯が含まれますと、件数に大きく影響いたします。実際に支援を行ってきたご家庭の世帯数につきましては、5世帯増加しており、本市の家庭児童相談が減少傾向にあるとは言えないものと考えております。相談の種別では、令和元年度と同様、虐待相談を含む養護相談が全体の大半を占めております。

2ページは、主な相談経路についての内容となっております。令和元年度同様、保健センターを経路とした相談が最も多く、次が学校相談経路としたものとなっております。保健センターを経路とする相談につきましては、そのほとんどが特定妊婦に関連したものでございます。

3ページからは、児童虐待相談件数の推移について記載しております。こちらも延べ件数につきましては、令和元年度延べ1024件から令和2年度851件と件数は減少しておりますが、世帯数は48世帯から51世帯と増加しております。参考に福岡県と全国の状況を記載しておりますが、県や国は過去4年間、児童相談所における相談件数の増加傾向は変わらず、全国では令和2年度速報値で20万件を超えております。本市の虐待の種別では、令和元年度同様、身体的虐待が最も多く、次にネグレクトが多い状態となっております。

4ページには、主な相談経路、主たる虐待者対応状況を記載しておりますが、令和元年度と大きな変化はあっておりません。対応状況につきましては、やはり継続して支援が必要なケースが大部分を占めており、問題の解決が非常に難しい状況がこの数字から見てとれると考えております。

5ページ、6ページには、飯塚市の体制として子ども家庭相談の組織・構成、設置状況と研修状況を記載しております。

7ページからは、市の責務として、子育て支援課だけではなく、保健センターや学校教育課など子どもたちに関係のある関係部署の取組を記載しております。これは最初に申しあげましたとおり、条例に沿って策定した飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画の令和2年度の実施状況を中心にまとめております。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発出されるなど、各事業で例年どおりの活動ができませんでした。例えば、子育て支援センターでは利用者の人数や利用時間

に制限を設けたり、保健センターが実施する育児相談や離乳食教室はオンラインでの相談設定も行いましたが、対面での相談開催件数を減らすなど影響が出ております。また、要保護児童連絡協議会の会議も対面での開催がしばらく状況で書面による審議を行ったり、子どもの人権等をテーマとした講演会につきましても、開催回数が9件から1件と減少しております。活動制限中におきましても、各施設担当課では子どもたちや保護者が孤立することがないように電話相談等に対応してきており、今後もパンデミックや災害時に対応ができる体制づくりを行っていきたくと考えております。

次に12ページ、虐待の未然防止についてでございますが、市では児童虐待早期発見のため、乳児家庭全戸訪問や養育支援等、保護者と対面し、話をすることで早期発見、虐待防止を図っております。しかしながら、これらの活動につきましても新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、訪問件数が減少しております。乳幼児健診につきましては、従来の集団検診から感染対策のため個別検診に切り替え、実施いたしました。検診実施医療機関と連携を図り、虐待の早期発見に努めました。さらに、母子手帳の交付につきましても、面会できる貴重な機会でございますので、丁寧に対応し、特定妊婦の支援につなげてまいりました。

次に14ページ、情報の共有につきましては、各関係機関、自治体等と連携し、適切に情報共有いたしました。児童虐待防止月間の取組につきましては、条例第17条で毎年11月を児童虐待防止推進月間と定めており、例年、子どもの虐待防止講演会や街頭啓発活動を行っておりますが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため実施ができませんでした。

最後に、通告に係る対応についてでございますが、条例にのっとり、児童相談所、警察、医療機関、学校、保育所等と連携して通告に対応しております。具体的には通告を受けた場合、直ちに調査を行い、子どもの安全確認を行うとともに、必要であれば、児童相談所で子どもの一時保護を行っているところでございます。児童虐待の予防には、子育て世帯を支えることが重要であることから、今後も地域、関係機関と連携し、取組を行ってまいります。

以上で、「令和2年度児童虐待に関する状況」の報告を終わります。

○議長（松延隆俊）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。5番 金子加代議員。

○5番（金子加代）

すみません、一つだけお聞きさせていただきます。昨年と比べ、まず何より報告が詳しくなっていて、どんな事業をやっているのか大変分かりやすくなったと思っております。ありがとうございました。

それで1点だけ、質問をさせていただきます。残念なことに昨年、3児童の死亡がございました。そのことについての報告が見受けられませんが、それについてはどのように報告しているかと考えられているか、教えてください。

○議長（松延隆俊）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 利恵）

3児童死亡事件につきましては、本市といたしましても、大変痛ましく重大な問題を抱えたケースであると捉えております。しかしながらこの件につきましては、現在検証委員会を設置し、今後取り組むべき課題や再発を防止するための方策などを検討しておりますので、報告書が提出されましたら、改めて議会にも報告をすることとしております。今回の報告書につきましては、飯塚市の児童虐待の発生状況や市の施策の実施状況などをまとめたものでございますので、1事例についての報告は記載しなかったものでございます。

○議長（松延隆俊）

ほかに質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。5番 金子加代議員、26番 佐藤清和議員。

以上をもちまして本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして令和3年第6回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 1時27分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	松延隆俊	15番	田中裕二
2番	坂平末雄	16番	吉松信之
3番	光根正宣	17番	福永隆一
4番	奥山亮一	18番	吉田健一
5番	金子加代	19番	田中博文
6番	兼本芳雄	20番	鯉川信二
7番	土居幸則	21番	城丸秀高
8番	川上直喜	22番	守光博正
9番	永末雄大	23番	瀬戸光
10番	深町善文	25番	古本俊克
11番	田中武春	24番	平山悟
12番	江口徹	26番	佐藤清和
13番	小幡俊之	27番	道祖満
14番	上野伸五	28番	秀村長利

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 石松美久

議会事務局次長 太田智広

議事総務係長 今住武史

書記 宮山哲明

議事調査係長 淵上憲隆

書記 安藤良

書記 伊藤拓也

◎ 説明のため出席した者

市長 片峯誠

人事課長 関敏幸

副市長 久世賢治

環境対策課長 小村慎次

教育長 武井政一

子育て支援課長 林利恵

企業管理者 石田慎二

学校給食課長 宮本敏行

総務部長 許斐博史

行政経営部長 久原美保

市民協働部長 久家勝行

市民環境部長 永岡秀作

経済部長 長谷川司

都市建設部長 堀江勝美

教育部長 二石記人

企業局長 本井淳志

公営競技事業所長 山田哲史

福祉部次長 長尾恵美子

都市建設部次長 中村洋一